

議案第109号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議決を求める。

令和7年6月11日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 放棄する権利の内容 市が相手方に対して有する旧大宮区役所の地下の一部に係る行政財産の目的外使用許可に伴う施設光熱水費等負担金を請求する権利
- 2 相 手 方 さいたま市北区宮原町1丁目730番地
有限会社司商事
代表取締役 庄司 悦子
- 3 放棄する権利の額 1, 239, 302円
- 4 放 棄 の 理 由 相手方が事業を休止し将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、消滅時効の期間が経過し債務の履行が見込めないため。